

平成29年度第20回
東京都多重債務問題対策協議会相談部会

平成29年7月6日（木）
東京都消費生活総合センター 学習室A

午前10時00分開会

○工藤部会長 それでは、皆様おそろいですので、定刻になりましたので、ただいまから第20回相談部会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます東京都消費生活総合センター所長で、この相談部会の部会長でございます工藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の相談部会は、11時30分を終了予定としておりますので、御協力をお願いいたします。

初めに、委員の皆様からも簡単に自己紹介をお願いしたいと思っておりますので、恐れ入りますが、秋山委員から村上委員のほうまで左回りで順番によろしくお願いいたします。

○秋山委員 初めまして。6月で、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の相談役になりました秋山と申します。よろしくお願いいたします。

○大日向委員 八王子市消費生活センター所長の大日向と申します。委員は2年目になります。よろしくお願いいたします。

○葛田委員 東京弁護士会の法律相談センター運営委員会のクレサラ部会に所属しております弁護士の葛田と申します。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会の専務理事をしております鎌田と申します。6年目になります。よろしくお願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井と申します。よろしくお願いいたします。

○島田委員 足立区産業経済部産業政策課長で消費者センターを所管しております島田と申します。よろしくお願いいたします。

○白井委員 第二東京弁護士会の白井と申します。よろしくお願いいたします。

○中井委員 第一東京弁護士会の中井と申します。よろしくお願いいたします。

○村上委員 東京司法書士会の村上と申します。よろしくお願いいたします。

○工藤部会長 それから、前回同様オブザーバーとして日本貸金業協会様、財務省関東財務局様からも御参加いただいておりますので、恐縮ですが、続いて自己紹介をお願いいたします。

○遠藤オブザーバー 4月1日から紛争センターに参りました遠藤と申します。今まで黒岩がお世話になったと思いますが、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○平藤オブザーバー 東京財務事務所の理財第四課の平藤と申します。2年目になりますので、よろしくお願いいたします。

○工藤部会長 続きまして、東京都側の出席者も紹介させていただきます。引き続き、自己紹介をお願いいたします。

田中委員からどうぞ。

○田中委員 東京都福祉保健局生活支援課長をしております田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅倉委員 消費生活総合センター相談課長の浅倉でございます。よろしくお願いいたします。

○寺澤委員 産業労働局金融部貸金業対策課長の寺澤でございます。よろしくお願いいたします。

○工藤部会長 また、東京都も関係局からオブザーバー参加がありますので、自己紹介をお願いいたします。

○西尾オブザーバー 生活文化局で、この東京都消費生活総合センターの消費生活専門課長をしております西尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○中山オブザーバー 皆様、おはようございます。

福祉保健局保健政策部事業調整担当課長の中山でございます。自殺対策の関係を所管している部署になります。今後とも、よろしくお願いいたします。

○工藤部会長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から確認をさせていただきます。

○浅倉委員 それでは、本日の配付資料につきまして確認させていただきます。

まず、相談部会の次第でございます。委員名簿、座席表。

資料1といたしまして、多重債務に関する相談状況。

資料2、東京モデルの実施状況について。

資料3が「多重債務110番」（平成28年3月）の実施結果について。

資料4が平成29年度「多重債務110番」実施要領（案）でございます。

資料5が平成29年度東京都・区市町村・関係団体との連携による「多重債務110番」の展開について。

資料6が平成29年度第1回「多重債務110番」関係広報予定でございます。

資料7が日本クレジットカウンセリング協会様から提供の、センター・相談室別電話相

談・新規カウンセリング件数推移でございます。

資料 8 といたしまして、日本司法支援センター様から提供の、法テラス東京業務実績でございます。

また、資料の番号はございませんが、本日、秋山委員のほうから資料をいただきまして「2017年3月28日 参議院決算委員会」という表題のついている資料でございます。

資料は以上でございます。不備等ございましたら、事務局のほうまでお申しつけください。よろしくお願いいたします。

○工藤部会長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、報告事項(1)多重債務相談の状況について及び(2)平成28年度第2回「多重債務110番」の実施結果について、事務局から御説明をお願いします。

○浅倉委員 それでは、資料1から御説明したいと思います。

資料1は、東京都消費生活総合センターで受け付けました多重債務に関する相談状況でございます。

平成28年度は539件の相談がございまして、27年度に比べますと53件、9.0%の減となっております。

月別の相談件数でございますが、大体30件前後のところが多いのですが、特別相談を実施しております9月と3月は、特に多くの相談が寄せられている状況でございます。

表-1は、契約当事者職業別件数で、平成28年度は例年と同様に給与生活者からの相談が298件、55.3%で一番多く、次に無職の方からが115件、これは構成比ですと21.3%となっております。

また、表-2でございますが、契約当事者の年代別件数でございます。28年度は昨年度の40歳代にかわりまして、50歳代からの相談が一番多く、次いで40歳代、30歳代の順となっております。

資料1は以上でございます。

資料2でございます。東京モデルの実施状況でございます。東京モデルにつきましては、委員の皆様は既に御承知のことと存じますが、新しく御参加される委員の方もいらっしゃいますので、御確認の意味を含めて、東京モデルの概要をお話しさせていただきたいと思っております。

多重債務に関する相談が消費生活センターに寄せられた場合、債務整理等によって多重

債務問題の解決を図るためには、相談者を確実に専門相談機関につなげる必要がございます。しかし、単に相談者に対して専門相談窓口を御案内しても、相談者の中には弁護士、司法書士の先生に直接相談するのは不慣れでちゅうちょされたり、また、費用面が心配だということから、相談員が専門相談窓口を御案内しても、実際には専門相談窓口へ行かないということが少なからずあり、多重債務問題の解決につながらないケースが多く見られました。

そこで、本相談部会におきまして御審議いただきまして、多重債務問題を抱える相談者を専門の相談窓口確実につなげまして、きめ細かくフォローアップする仕組みとして東京モデルを構築し、試行期間を経て、平成20年4月より本格実施をしております。

東京モデルにおきましては、消費生活センターの相談員が多重債務の状況を丁寧に聞き取るほか、相談員が直接、専門相談窓口を予約して、相談者に連絡するとともに、専門相談窓口からは、相談結果の報告を受ける形となっております。

また、予約当日、仮に相談者が専門相談窓口に来なかった場合も、その報告をいただきまして、相談員が相談者から事情を聞いて、再度、予約を入れるというようなフォローアップを行っております。

それでは、資料でございますが、平成20年1月の開始から本年5月末の時点で、東京モデルの実績は1,720件となっております。

債務額は100～299万円のところが一番多く、次いで300～499万円、続いて100万円未満の順となっております。また、1,000万円以上のものも199件となっております。

年代につきましては、先ほどの相談状況と同様、40歳代、50歳代、30歳代の順で多く、職業につきましては、給与生活者、無職、自営業者の順となっております。

つなぎ先、債務整理の報告につきましては、記載の内容となっております。

資料2は以上でございます。

続きまして、資料3でございます。こちらは本年3月6日、7日に実施いたしました平成28年度第2回目の特別相談の結果をまとめたものでございます。この期間の相談件数は229件で、9月の第1回の208件に比べまして21件の増となっております。

私ども東京都消費生活総合センターで受け付けました相談の特徴でございますが、借入れ理由は、今回も低収入・収入の減少が最も多くなっております。また、今回は収入減を契機として住宅ローンが返済困難になったという相談が増加しております。そのほか、金

融機関別の借入れ状況を見ますと、銀行からの借入れが47%と、5割近くを占めている状況でございます。

裏面でございますが、主な相談事例を掲載しております。低収入によるもの、投資失敗によるもの、収入減によるもの、生活費の借入れによるものを挙げております。いずれも商品購入や遊興費で多重債務になったというのではなく、住宅ローンの返済や日々の生活のために借入れを重ねている状況でございます。詳細につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

また、こちらの資料には、相談内容などをまとめました概要の資料を添付させていただいております。詳細は、こちらでも後ほどごらんいただきたいと存じますが、先ほども挙げましたが、今回の資料では、借入機関の資料を詳しく示しております。

こちらの資料ですと「6 借入金額に占める金融機関別割合」は、今回からつけさせていただきますいております。今回の資料は、貸金業法の適用を受けない銀行などからの借入れの状況を見るため、借入金額に占める金融機関別割合という資料を加えております。

現在、銀行カードローンの問題などが話題となっておりますが、私どもに寄せられる相談を見ましても、消費者金融からの借入れのほか、銀行カードローンの借入れのある方のウエートも高くなっているように感じております。銀行カードローンの問題につきましては、金融庁も実態調査を進めておりまして、全国銀行協会も、配慮に欠けた広告や宣伝の抑制、審査体制の整備を申し合わせております。私どものセンターといたしましても、実態把握に向け、聞き取りの強化等を進めてまいりたいと思っております。

資料の説明は、以上でございます。

○工藤部会長 以上、資料1から3まで御説明させていただきましたが、この点につきまして、何か御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。

特によろしいですか。もし、何かお気づきの点がありましたら、また後でお願いいたします。

引き続きまして、次第2の協議事項に移らせていただきます。平成29年度「多重債務110番」の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

○浅倉委員 それでは、資料4をごらんいただきたいと思えます。「平成29年度『多重債務110番』実施要領（案）」でございます。

「多重債務110番」の趣旨でございますが、こちらに記載がありますように、多重債

務問題を抱える都民が、法律専門家と直接相談できる機会をさまざまな形で提供するとともに、多重債務問題は、専門家に相談することで必ず解決することを広く都民に浸透させることを目的に、東京都と都内区市町村が東京三弁護士会及び東京司法書士会、日本司法支援センターと共催で、東京都多重債務問題対策協議会参加の各団体の御協力を得ながら「多重債務110番」を一斉に実施するものでございます。

実施期間でございますが、多重債務特別相談は例年、第1回目は9月の第1週目の月曜日、火曜日に行っておりまして、また、第2回目は3月の第1週目の月曜日、火曜日開催しております。

「多重債務110番」の実施に当たりましては、ポスターの掲示等の広報活動を行っておりますが、十分な周知期間を確保するため、早期に日程を確定しておく必要がございます。

また、区市町村の消費生活センターからは、各区市町村の広報紙で周知することに当たりまして、年間のスケジュールを前もって連絡いただきたいという御意見もありましたので、前年度同様、今回、第2回目の特別相談の日程につきましても、事前に協議させていただきたいと思っております。第1回目は平成29年9月4日、5日の2日間、第2回目の実施は平成30年3月5日、6日の2日間の実施で御協議いただきたいと思っております。

資料4につきましては、以上でございます。

続きまして、資料5をごらんいただきたいと存じます。こちらは「平成29年度 東京都・区市町村・関係団体との連携による『多重債務110番』の展開について」でございます。こちらは、実施の内容を図にまとめさせていただいたものでございます。相談者の方から、各区市町村の消費生活相談の窓口や、私どものセンターに多重債務問題の相談が来たものを、各関係の専門窓口の方々におつなぎいたしまして、対応を図っていくという内容でございます。こちらにつきましても御確認いただきたいと存じます。

続いて、資料6「平成29年度第1回『多重債務110番』関係広報予定」でございます。本日の部会で開催実施が決定されましたら、7月下旬以降、記載にあります広報を実施していきたいと存じます。

また、広報用のポスター、チラシの作成に当たりましては、所属の団体の相談窓口の電話番号を記載させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたくお願い申し上げます。

ことしの広報でございますが、昨年まで行っておりました交通広告の実施にかえまして、

大井競馬場電光掲示板による周知、こちらは930店舗ございますが東京都遊技業協同組合の組合員店舗におけるポスターの掲示、ポスターの駅張り、渋谷駅前のオーロラビジョンによる情報掲示を実施する予定でございます。

これらにつきましては、いずれも関係事業者様の御厚意により、無償で実施するものでございます。

資料6は以上でございます。

○工藤部会長 ただいま、今年度の「多重債務110番」実施につきまして、日程、そのほか御説明をさせていただきましたが、本件について、何か御質問等ございましたら、御発言をお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、今年度の日程につきまして確認させていただきますが、第1回の「多重債務110番」につきましては平成29年9月4日月曜日、5日火曜日の2日間とさせていただきます。それから、第2回目につきましては平成30年3月5日月曜日、6日火曜日の2日間とさせていただきます。例年、皆様方には大変御協力いただきまして、ありがとうございます。今回につきましても、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、協議が調いましたので、本日の結果につきましては、次回の多重債務問題対策協議会についても御報告を入れさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

それでは、次第3に入らせていただきますが、各団体・機関からの御報告をお願いしたいと思います。事前に資料提供いただいておりますので、次第に沿いまして、まず日本クレジットカウンセリング協会、鎌田委員のほうから御報告をお願いいたします。

○鎌田委員 日本クレジットカウンセリング協会でございます。

資料7をお手元に配付しております。電話相談とカウンセリングの件数の推移についてのデータであります。

最近5年間の状況を表示してございますが、まず、1ページ目の上の段が5センター、11相談室の当協会拠点の全体ということで、平成28年度までの推移を件数であらわしたものでございます。色別に言いますと、赤色が電話相談、緑色がその年度に新たに受け付けたカウンセリングの件数、青色がその年度の新たな分に2回目、3回目以降のカウンセリングをプラスした延べのカウンセリング件数になっておりまして、棒グラフのほうが実績件数、折れ線グラフは2012年度、平成24年度を100とした場合の指数を表示

してあります。

ご覧のように、じわじわと右肩下がりだったのですが、平成28年度、2016年度はカウンセリング関係についてはやや持ち直したという状況になっております。

1 ページ目の下のグラフが東京の状況なのですが、これは全国の状況とやや異なっておりまして、電話相談件数は最近2年間少し下がりぎみ、一方でカウンセリングについては新規も延べも1割ぐらいアップしている状況です。

これは、2015年度に横浜に相談室ができて、更に2016年度にはさいたまに相談室ができました。従来、それらの分は東京で受け付けていたわけですが、電話相談件数でいうと、各相談室とも年間200件受け付けているような状況なので、電話相談件数も、過去の東京センターのエリアで比べますと減ってはいません。それから、カウンセリング関係の指標については、むしろ増えているという状況かと思えます。

資料を配付していないので恐縮なのですが、昨年度の状況もまとめつつありまして、平成28年度にカウンセリングを受けた人のプロフィールという情報をまとめております。男女別、性別の内訳でいきますと、平成28年度は男性58.6%、女性41.4%ということで、大体男女別でいうと6対4の割合が変わらぬ傾向であります。

年齢層別の内訳を見ますと30代、40代の層が厚いということで、28年度の数字でいきますと30歳代が23.8%、40歳代が23.9%ということで両方足しますと50%程度という状況は、ここ数年と申しますか、ずっと変わらない傾向でございます。

住宅取得債務、いわゆる住宅ローンを持っているか持っていないかで見ますと、92.4%の人が住宅ローンは持っていないということで、親から引き継いだ古い家とか賃貸住宅とかに住んでいるのではないかと思われれます。

相談者1人当たりについて債務件数、債務額を見ますと、先ほど言いました92.4%を占める住宅ローンを持っていない人で、債務件数が平均4.8件、債務額でいうと267万円です。これはいずれも昨年と比べると、27年度は件数で5.5件だったものが4.8件、債務額のほうも280万円だったものが267万円ということで、減少の傾向を見せてはおりますが、これを1件当たり幾らかということで見ますと、むしろ10%ぐらいふえているという状況にはなっております。

それから、借入れの目的ですが、生活費の補填が28年度で65.3%、失業、転職、収入減が48.5%ということで、経済的要因によるものが圧倒的なシェアを占めている。

男性につきましては、遊興、飲食、交際、ギャンブルといったものが多いという傾向が

顕著に見てとれるという状況です。

女性は、生活困窮の次は、従来はぜいたく品、必要以上の買い物というのが多かったのですが、今年度は5ポイントぐらい下がりました。原因はわからないのですが、ここ3年間でいいますと24.1、25.5だったものが20.8に減ったということで、28年度だけで見ますと、この水準は医療、冠婚葬祭関係の20.3%、あるいは遊興、飲食、交際も20.8%ということで、これらの3つの要因が並んだことになっております。これも、ちょっとした特徴になっているということです。

以上です。

○工藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの鎌田委員からの御報告について、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしければ、引き続きまして、日本司法支援センターの亀井委員からお願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井です。呼び方が難しいので、法テラスで結構でございます。

毎年出している一覧表に、平成28年度を追加したものでございます。このところずっと法律相談は減っていたのですが、平成28年度は多重債務に限ってもプラス1,000件ということで、1万2,458件が東京の実績です。法律相談の中に占める割合が32%となっております。

これをさらに代理援助で弁護士、司法書士がつくという形式で見ると、多重債務が、これも600件ふえております。8,313件で、全体の事件の5割を占めております。この線は、こここのところもう大体変わらないのかなと思っております。

全国の地裁の破産が平成27年で7万件くらい。そして、平成28年で6万4,000件ぐらいになっております。平成27年の統計で見ると、地裁の破産の件数の57%を法テラスの援助で行っていることとなります。ということは、法テラスの援助がなければ、かなりの方が本当に路頭に迷ってしまうことだったのだらうと思ひまして、私どもは、国の予算に期待をしているところでございます。

また、世の中の収入の低い人が生活苦で借金しているということが一般的なのだろうと思います。一時、よく言われましたギャンブルだ遊興費だというのは、今、私どものところに来る相談でもほとんど目に触れませんので、やはり生活苦が中心であるということがわかると思います。

それから、うちは一応、資産も資力基準に入れているのですけれども、現在、平均寿命がふえていますね。男性で約81歳、女性で約86歳以上になっております。ということは、退職を過ぎてからも20年以上たっているということで、その間、ほとんど年金だけで食えなくて切り崩しているのが、長生きすれば、もう退職金もなくなっていることが多いかと思います。そういうことで、やはり皆さん生活苦です。

特に高齢者になると、夫婦2人暮らしだと何とか生活できるのですけれども、1人になると、なかなか1人の年金だけでというのが難しくなるのが多分、実情であろうと思います。そういう意味で、収入の低い人が、これからもどこかで借金をすることになる。こういう方たちは、そんなに銀行カードを持っていない方もかなりいるのです。ですから、私どものところに来るお客さんは、やはりサラ金業者から借りている方がほとんどです。少しはカードローンも入りますけれども、そちらが中心ではないというように私どもも見ております。ということは、今後も貧困者に対しての手当てを何らかの形でやっていくこと、東京都のこういう政策会議も必要であろうと思っているところです。

ありがとうございます。

○工藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの亀井委員からの御報告につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続きまして、本日、当日資料ということで、秋山委員から資料提供をいただいておりますので、秋山委員から御説明をお願いしたいと思います。

○秋山委員 よろしく願いいたします。

私のほうで報告させていただくのは、ここ1月から7月までの銀行カードローン問題の動きに関してざっくりと御説明させていただきます。

12月に、金融庁の有識者会議で銀行カードローン問題が問題になって、私どものほうにマスコミが殺到しまして、そのときに動いたのが大体、経済部です。

時事通信社とか、共同通信社、日経、朝日が来られて、事例報告してくれということと、仕組みを教えてくださいということでした。経済部は日銀に詰めていますので、私のところは日本橋なので、頻繁にやりとりができて、お話し合いができたのかなと。

こちらが、3月末に大門先生のほうから国会で質問があった件で、6ページ目を見ていただくと事例が出ていまして、この事例は私が紹介した事例です。3行目を読んでいただくと、非正規雇用で収入118万円だけれども、最初にアイフルから借りて、その後、銀

行のカードローンを借りて、7行目、結局271万円の借金になってしまったと。年収を超えた借金になっているということで、総量規制の状況ではないということを御説明していただいて、大門先生のほうで、下から○がついている質問です。全銀協のお互いの申し合わせを見ますと、要するに、結論から言えば、貸す相手に年収の証明書を求めない、サラ金は求めますけれども、求めないと。要するに、自分たちの持っている情報の中で審査をやりましょうという程度で、総量規制を行う意思がさらさら感じられませんと。

前回の安倍首相のときにこの貸金業法改正は通ったのですけれども、そのときの財務大臣は麻生先生だったので、こちらを詳しく御存じで、それに対して麻生大臣のほうで答弁されているのが、数字のほうを見ても3行目に、あのころは全国で多重債務者が170万人ということで、168万人だったので、ほぼほぼ合っているのです。現在が十二、三万まで減ったとおっしゃっているのです。この問題に関して、何とかしていかなくてはいけないということを御発言なさっているような事例です。

それも踏まえて、クローズアップ現代のほうで、4月12日に銀行カードローン問題に関して取り上げまして、うちのほうにも5回ほど取材に来ていただいて、こういう形で資料を提供していただいたので、こちらは、もしも見てみたい場合は、お貸しすることは可能です。この中で、私たち相談を受ける側だけではなくて、銀行の方の内部の話もかなり突っ込んだ形で聞いていらっしゃるの、非常に銀行の仕組み、カードローンの仕組みがわかるのかなと思いました。

その後でも、どんどん相談がふえてきていまして、今度6月にまた金融庁の有識者会議がありまして、今度は社会部のほうから取材の動きが来ていまして、そちらに関しても答えています。

最後のページなのですが、ざっくりした事例を説明します。これは60代の方で、正規なのですけれども、もう退職して嘱託社員なのです。A、Bがサラ金、87万と112万、マイナスというのが過払いなのですけれども、これは弁護士に頼んで、もう終わってしまったという案件です。また、再借入れしてという形で、180万円と7万円なのですけれども、結局戻ってきたのは30万円ぐらいということだったので、また再度、借入れしてしまつた。それで200万ぐらい借入れがある。

年収としては、額面で17万で、手取りで8万ということなので、結局、年収に近い形の貸付けを消費者金融のほうから借りてしまつて、その間に退職してしまつたものなので、もう借りられない状況なのです。

でも、Cの銀行カードローン、ショッピングに関しては借入れができて、その後、もう200万以上借入れをしていて、その状況にもかかわらず、ことしの3月に20万借入れができた。だから、銀行から借入れができる制度になっている。

今、その方から話を聞くと、ATMの隣に箱が置いてあると。その箱に入って契約するのですけれども、その箱に入るに当たって、もう前の人が入っているから、そこで待ってはいけません。ATMのところで待っていて、1時間くらいで契約できるのですけれども、待っている間に離れてしまっていたら、次の人が来てしまうから、手持ち無沙汰で並び続けていないといけないと。そのような状況が続いているということです。

結局、今メガバンクのほうも、預け入れをしても、銀行カードローンをつくりませんかという形で、はい、いいえを押さないと退室できないような仕組みになっていますので、必要なときには簡単につくってしまうのだなとATMでも思われてしまうような状況なので、何とか規制していかなくてはならないなという形で頑張っているような次第なのですが、これからもこういった形で問題提起をしながら、御相談を受けていこうかと思っています。

今後とも、よろしく願いいたします。

○工藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの秋山委員からの御報告につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、まだ多少お時間がございますので、せっかくお集まりいただきましたので、そのほかの委員の皆様からも何か御発言がございましたらと思ひまして、マイクを回させていただきたいと思っております。

名簿に従いまして、また席順にお願いしたいと思います。

初めに、八王子市の大日向所長からお願いします。

○大日向委員 八王子市では、多重債務の相談は徐々に減ってきておりまして、2015年度は106件、16年度は98件、17年度は4、5、6月の3カ月間で20件でございます。

相談員と話をした中で、傾向として、当事者からの相談よりは御家族からの相談が多いような気がするということでしたので、調べてみましたら、2015年度は106件中44件で41%が御家族から、16年度は98件中39件で40%が御家族から、17年度は20件中11件で55%が御家族からの御相談ということになっていました。

どうも御本人が相談しづらいというか、そのような傾向の方だから、どこにも相談できず多重債務になっているというところもあるかと思いますが、御家族が相談に来た段階では、もう肩がわりして、一緒に返済をされていて、もう御家族の方もこれ以上無理だという状況に追い込まれて御相談に来るケースがほとんどです。

かなり債務状況が悪化してからの御相談になっておりますので、御本人がもっと早い段階、御家族を巻き込む前に相談できるような環境づくりが重要ではないかと考えております。

八王子市からは以上です。

○工藤部会長 ありがとうございます。

続いて、東京弁護士会の葛田委員、お願いいたします。

○葛田委員 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会では、共同運営で法律相談センターを運営しております。現在は新宿と蒲田に相談センターがあり、その中で多重債務の相談を受けております。統計資料として直近5月の相談実績などについて簡単に御紹介したいと思います。

新宿センターでは、月間の相談件数が78件ありました。78件のうち、ヤミ金の件数は5件ありました。初回相談の30分の枠で相談をお受けしたところで各担当弁護士がチェックをつけていったものを集計したものになりますが、生活苦、低所得が原因だというのが39%、浪費が10%、その他、失業、ショッピング等々が続くこととなります。

相談者も依頼を希望し、弁護士の受任が必要だとその場でなった件数が30件です。30件のうち、初回相談での弁護士の見立て、今後の方針としましては、任意整理が27%、破産が44%、民事再生が5%、その他で24%ということになっており、私も相談担当者をやっておりますけれども、最終的な事件処理方針としては、体感的にはもう破産が一番多く、任意整理は比較的少ないです。

初回相談時の方針として任意整理が27%ありますが、相談者本人が破産手続を敬遠して任意整理を希望しているために、初回相談時の方針が任意整理という分類になっているものが相当数含まれているのではないかと思います。しかし、私自身の体感としては、最終的な事件処理方針としては、かなりの割合で破産手続という処理をさせていただいています。任意整理は、ごく例外的な最終処理形態かなと思っています。

蒲田のセンターは、5月は相談件数自体は63件ありました。そのうちヤミ金については3件あります。同じく初回30分の相談結果としての方針ではありますが、こちらは任意整理が16%、自己破産が31%、民事再生が2%という結果になっています。

新宿のほうに戻りますが、新宿は債務額についての統計、集計もしております、100～300万円の負債額が26%、300～500万円が19%、100万円以下が12%、その他はごくわずかになっています。

ヤミ金の相談も、依然として一定数含まれていまして、ヤミ金の場合は、大体1～10件から借りています。ヤミ金側の情報としては電話番号と名前と支払用口座の情報だけというのが普通です。本人もどこからいくらを借りたのか分からなくなっているケースもあります。

以上です。

○工藤部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、足立区の島田委員からお願いいたします。

○島田委員 昨年度の実績ということで、消費者センターから上がっている資料を報告させていただきます。

多重債務につきましては、平成19年度の624件をピークに減少傾向が続いておりまして、平成28年度についても27年度に比較して19%の減となっております。多重債務相談の契約者の年代としては、40歳代の割合が昨年度比で3.1ポイント減少したものの、最多の24.3%、40代が一番多いということです。

債務額につきましては、聞き取りで金額が判明した中では、79件が多重債務の相談だったのですけれども、そのうちの17件が100万円未満。続いて、100～200万円未満、200～300万円未満がともに9件で、比較的小口の債務額が中心だったということになっております。また、債務額が500万円を超えるものも5件あったということで、報告されております。

以上です。

○工藤部会長 どうもありがとうございました。

続いて、第二東京弁護士会の白井委員からお願いいたします。

○白井委員 弁護士会の相談センターの件については、東弁の葛田先生からまとめて報告していただいたので、そちらのほうの状況のとおりです。

私は4月からクレジットカウンセリング協会というところでも相談担当をさせていただいているのですけれども、先ほど葛田先生のほうからも、任意整理ができる事案がなかなか減ってきているというようなお話だったのですが、クレジットカウンセリング協会は任意整理をやるところになります。私も、実は最近、弁護士会ではクレサラ相談はキャンセ

ルになったりして受けたことがないのですけれども、クレジットカウンセリング協会のほうを見ていて少し思ったのは、東京都の全体の委員会のほうでも話したかと思うのですけれども、一定数のすごく若い方が定期的に相談にいらっしやると。まだ、学校を卒業してそんなにたたれていない方で、例えば家を買ったとか車を買ったとかで何かすごくどんと大きい買い物をして借金を負ったというよりも、結構、携帯のゲームとかで使っていたり、あとはパソコンを買って分割払いしていたり、ほかに生活に必要なものを買って、いろいろカードを使っていたら、いつのまにか返済が苦しくなったと。

全体の債務額も、100万円ぐらいだと、これは破産をするほどでもないのかなと。しかも、収入もそんなにないわけではない。20万ぐらいちょこっとあったりすると、返せなくもないし、本人も破産はしたくないというような方が結構一定数いらっしやいます。そういうものを見ていると、多分、余り借金をするという意識がない。お金をわざわざサラ金に借りに行って、後ろめたい気持ちでお金を借りてきて、返せなくなったということもないし、ただ何となくカードのやりとりだけでそういうことになって、債務整理したとしても、普通のカードの分割払いみたいな感じで、今度、借金を分割で返していく感覚のかなという感じがするので、クレジットカウンセリング協会で1カ月、2カ月みたいな感じのスパンで見ていると、借金をして自分はこんなにつらい思いをしてみたいな。つらい思いはしているのでしょうけれども、世間に対して後ろめたいみたいな感じもなく、普通に生活している感じがしないでもないです。

前にも、東京都の委員会のほうでもお話しさせていただいたので、ちょっと重なる部分はあるのですけれども、そういう意味では、結構借金に至るまでの考え方が若い人に欠如してきているのかなという気がするのです。前、東京都の委員会的时候には、関東財務局さんでしたか、そういう教育みたいな、大学とかに行って講演をしたりしていますというようなお話があったので、今後もそういうことを充実してやっていくことが大事なのかなと思っています。

以上です。

○工藤部会長 ありがとうございます。

続いて、第一東京弁護士会の中井委員、お願いいたします。

○中井委員 第一弁護士会の中井でございます。

私は、法律相談運営委員会の委員長もしておりますので、先ほど葛田先生からお話のあった相談センターの状況みたいなものを補足させていただきます。

今、確かにクレジット相談は新宿と蒲田で実施しております。件数のほうは、全体の傾向を見ると、2年前ぐらいから大体低いところで横ばいみたいな形で、そんなに大きくは減っていないような状況です。大きく減った状況はとまったような感覚でございます。

破産件数なのですが、破産の件数も、先ほど亀井先生のほうから御紹介がありましたけれども、一時、一番多かったころは全国10万人というような件数でございましたけれども、大体今7万件ぐらいで、これもそんなに大きくは減っていないような状況なのです。

貸金業法改正の影響みたいなものが一巡して、今、大体そういうところで一つ一つ安定的というか、数字自体はここ数年は変わらない数字になってきたと。

ただ、東京地裁だけが、実は破産件数が大きく減ってしまっていて、去年は1万件を切るのではないかというようなことがあったのです。結果としては、1万件を若干超えたみたいなのですが、管轄の影響がありまして、以前、地方、横浜とかさいたまの件も東京地裁のほうで破産を受けていたのですが、その管轄を少し厳しくした関係がございまして、横浜とかさいたま、千葉のほうに分かれた関係があって、東京地裁の破産の件数自体はちょっと減っているというのが統計の状況でございます。

昨今の債務の相談者の状況でございますけれども、まさに今、白井先生から御紹介がありましたが、以前と比べまして、まず銀行ローンが多いというのは大きな傾向としてあります。この間、全国協議会でやったところでは、7割ぐらいは銀行のローンが占めていると。きょう、統計でカウンセリング協会さんからの資料でも出ていましたけれども、それぐらいの感覚です。銀行ローンの占めている割合が多いと。

もう一個、傾向として大きいのが、リボ払いのショッピングの負債の割合が昔に比べて非常にふえてきているかなという感じなのです。大体、債務の形成過程を見ていくと、昔は、生活が苦しくて消費者金融に走って、お金を借りて、それが膨らんで債務整理に至るというのが多かったのですが、昨今多いのは、物を買いますと、それをリボ払いで買っているんで、本人たちは気づかないうちにどんどん負債がふえているのです。毎月の金額は変わっていないので、そんなに負担感がないまま、気づくとショッピングのほうの負債がふえていると。それが結局、枠が来てしまうので、枠が来た時点で返し切れなくなって、銀行のカードローンに走って、ローンがついてふえていくというようなケースが多いです。

そうすると、相談で受けていても、なぜ債務がふえたのですかと言っても、本人がよくわかっていないのです。そんなに高いものは買っていないのですけれどもなどと言いながら、聞いていても、何か収入に見合わない支出はしているのですけれども、それは大きな

ものをどんと買ったわけではなくて、自然とふえていってしまったというような債務の傾向があって、そこが以前とは違うところだと思います。それが最近の傾向かなと思います。

それから、任意整理の案件も、相談センターの統計で見ますと、大体6～7割ぐらいが破産で、3～4割が任意整理という状況です。任意整理の場合は、もちろんだうしても破産ができないという方もいらっしゃいますけれども、これも先ほどのショッピングの話で、中途な負債でふえてしまったので、割と早く来ていただいた方は、実は任意整理で意外と整理ができてしまうという方がいらっしゃいます。

その場合、何が問題かという、今、申し上げたように、支出の仕方、物の買い方に問題があるのです。つまり、収入に見合わない支出をしてしまって、そういう負債をふやしてしまっている方が多いので、とにかく家計のチェックですね。一人一人がどういうお金の使い方をしているのかを丁寧にチェックしていかなくてはいけない。先ほど学生さんに対しての教育の話も出ましたけれども、今後の債務整理問題に関しては、一人一人の家計のチェックみたいなものを手助けしながら、下手なお金の使い方をしないように、指導と言うと失礼な言い方かもしれませんが、一緒に考えながらやっていくような体制が必要なのかなと。

今、自立支援さんのほうでそういう家計相談をやられているのも、今の債務全体の状況からすると、多重債務予防という意味では非常に役に立つような感じがします。ですから、そういう方向でのいろいろな取組をまた進めていけたらなというのが、私の最近の相談での感覚でございます。

以上でございます。

○工藤部会長 ありがとうございます。

それでは、東京司法書士会の村上委員、お願いいたします。

○村上委員 いろいろと示唆に富む御発言を承りまして、話すことがそんなになくなってきたなという感じもあるのですが、当会で消費者の関係の件数、昨年1年間の実績でございますが、多重債務相談が779件、それ以外の悪質商法等の相談件数が228件ございました。細かな年代とか収入は、当会はとっておりませんが、ただ、この多重債務相談の中で際立っているのが、支払い督促が届いたということで当会に来るといふ相談が多うございます。

そういった関係から、早急に対応しなければならないということがあり、当会の会員等に受託してもらっているわけございまして、個々の会員が受託したものについて統計を

とっているわけではございませんので、聞き及んでいるところの範囲になりますが、その1件の支払い督促では到底とどまらないという状況で、大抵、多重債務を負っていて、それ以外の手続も必要になっているという件数が多いとは聞いております。

そういった中で、人的特性なのですが、2つの層に分かれておりまして、一つはワーキングプアと言われている年収200万円以下の若い方の層。あとは、先ほど委員の先生がおっしゃいましたように、80代、高齢者の方の層でございます。

その中で、東京都さんが行われている「多重債務110番」は、年に2回行われているということで、そこはかなり多くの広報を予定されていて、かなりの件数が上がっているということもございまして、ぜひ今後も、そういった方々の受け皿として、行政が行うものは非常に重要なのではないかと思います。

そういったことを受けて、当会としても広告というか、要するに、相談窓口は開いているのですが、ピーク時から比べて非常に低いということは毎年この席で御報告していると思いますが、横ばい状態なのです。そういった広告について、司法アクセスの関係で、どのようにしたら相談を受けていただけるのか、ほかのところにといいか、派手な広告をやっているところに行かないようにというか、ちょっと言いにくいことではございますが、要は当会の会員でも、ちょっと好ましくない広告等をしている者もおって、そういったところに流れているのではと思います。

ただ、司法書士会という会の中で、限られた予算の中でどうやって広告というか相談窓口を知らしめていくのかということは考えておりまして、自治体の方々の御協力を賜りながら、ぜひ相談窓口まで至る前に、支払い督促という、もうあした、あさって処理しなければみたいな状態になる前に、何とか弁護士会さんや司法書士会あるいは法テラスにつなげるような司法アクセスの制度を考えていかなければならないなと思っている次第でございます。

以上でございます。

○工藤部会長 どうもありがとうございました。

以上、委員の皆様から御報告をいただきましたが、オブザーバー参加いただいている貸金業協会さん、何かございますか。

○遠藤オブザーバー 貸金業協会では、相談、苦情、それから紛争解決でADRを担当させていただいておりますので、その状況を簡単に御説明させていただきます。

昨年28年は、相談につきましては都内で2,400ございました。それから、苦情に

つきましては20件、紛争につきましては7件でございました。紛争解決センターといたしまして、ADRは当協会のほか7業態ございますが、貸金業につきましてはそんなに多くの案件はございませんが、このところ増えてきているところでございます。

内容としまして、皆様からも出ておりましたが、銀行ローンなどについて、御相談というよりも、どんなものなのか質問がございます。

そのほかに、多重債務関連といたしましては貸付け自粛制度で、情報センターに貸付けを自粛しますということをお届けいただくと、貸付けができなくなるという制度を協会が扱っているものですから、その辺の質問が非常に多くなってきております。

ただ、個人情報関係ですので、御本人の申告でないとできないものですから、先ほど、相談も第三者の方、家族の方が多いということが出ておりましたが、60%は連れてこられまして、それで御本人が申告書を書いて自粛登録をすることになっております。

3カ月しますと解除もできるものです。

一度、登録いたしますと、情報センターには5年間、この情報が登録されます。それを業者様が見て、自粛制度の届出が登録されている限りは、貸付けをしないことになっております。協会に加盟しています貸金業者につきましては、その自粛制度を見て貸付けをすることはございません。

それと、闇金の話も先ほど出ておりました。闇金につきましても、昨年、被害なしという方が51件、被害に遭ってしまったという方が、電話をして相談に来る方もいらっしゃいます。これが17件ございました。被害に及ばない方につきましては、こちらのほうで、そこは違法業者ですよ、登録されていませんよというお話をして被害を逃れた方々がいらっしゃいます。

それから、自己破産、民事再生の質問なども少しございます。今、紛争で一番多いのは、クレジットカードの盗難だとか偽造がちょっと出ておまして、これは業者さんのほうもかなり時間をかけて調査するものですから、紛争解決ということでADRを申し立てしていただいて、解決に当たっているものがふえているところでございます。

以上でございます。

○工藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、関東財務局様もお願いします。

○平藤オブザーバー 東京財務事務所でございます。

東京財務事務所の平成28年度の多重債務相談件数ですけれども、27年度が285件、

28年度が319件ということで、増加しております。主な概要ですけれども、相談者の男女比は6対4、年齢別では40代が最も多い、職業別では給与所得者が最も多い、借入残高別では500万円以上が最も多いと。当初借入れ理由で最も多いのが低収入、収入減少ということでございます。

前月末に、その結果を当事務所のホームページのほうに公開しておりますので、ぜひご覧いただければと思っております。

手前どもからは、以上でございます。

○工藤部会長 どうもありがとうございました。

皆様からいろいろな御報告をいただきました。ありがとうございます。

相互につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

全体を通しまして、さまざまな新しい傾向ですとか問題点等もお聞かせいただきました。この相談部会は、こういう関係の方々の情報交換の非常に大事な機会になっております。私どもも、こういう情報を受けまして、どういうことができるのか、また考えていきたいと思っておりますので、引き続き御協力をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

本日、予定しておりました議題は以上でございますが、何か補足での御報告等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に事務局のほうから事務的な御連絡をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○浅倉委員 事務局のほうから御連絡でございます。次回第2回の相談部会の日程についてでございますが、例年1月に実施しておりますが、今年度も、昨年度に引き続き、貸金業部会との合同開催という形で予定させていただきたいと存じます。次回の部会の開催につきましては、後日、改めて委員の皆様には日程を伺い、調整させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上です。

○工藤部会長 それでは、これをもちまして、本日の相談部会を終了とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

午前11時09分閉会